

(設置)

第1条 スポーツ、文化等による交流の推進及び防災力の向上を図り、もって地域を活性化し、及びまちづくり並びに防災行政の整備及び推進に寄与するため、横手市立体育館(以下「体育館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 横手市立体育館
- (2) 横手市赤坂字館ノ下48番地2

(開館時間及び休館日)

第3条 体育館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 体育館を使用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、体育館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 体育館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると市長が認めた場合

(使用料)

第6条 市長は、体育館を使用するもの(以下「使用者」という。)から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた場合
- (3) 使用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、体育館の使用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(指定管理者による管理)

第10条 体育館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。この場合において、第4条から前条までの規定は、適用しない。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し並びに利用の制限及び停止に関する業務
- (2) 体育館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館に関し市長が特に必要と認める業務

(指定管理者による管理の基準)

第12条 指定管理者は、その他の規則で定める管理の基準に従つて体育館の管理を行わなければならない。

(利用の許可)

第13条 体育館を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、体育館の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (2) 体育館、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると指定管理者が認めた場合

(利用料金)

第15条 指定管理者は、体育館を利用するもの(以下「利用者」という。)から利用料金を徴収する。

2 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、前項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る利用料金が次の各号に適合していると認めた場合は、同項の承認をしなければならない。

- (1) 別表に定める範囲以内であること。
- (2) 第11条各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らして妥当なものであること。
- (3) 特定の利用者に対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4 市長は、前項の承認をした場合は、速やかに当該承認をした利用料金を指定管理者に通知するものとする。

5 指定管理者は、第3項の承認を受けた利用料金を体育館において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

(指定管理者による利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長の承認を得て公益上特に必要があると認めた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第17条 指定管理者は、既に徴収した利用料金を利用者に還付することができない。ただし、利用者の責めに帰することができない場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可の取消し等)

第18条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、利用の許可を取り消し、条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けた場合
- (3) 利用の許可の条件に違反した場合
- (4) 災害その他の事由により、体育館の利用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めた場合

(原状回復義務)

第19条 使用者は、体育館の使用が終わった場合若しくは第9条の規定により使用の許可を取り消され、又は停止された場合は、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 使用者は、体育館又は備品等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(横手市社会体育施設設置条例の一部改正)

3 [横手市社会体育施設設置条例\(平成17年横手市条例第309号\)](#)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表(第6条、第15条関係)

(消費税を含む。)

区分			単位	使用料の額
第1アリーナ	個人使用	一般	1人2.5時間につき	400円
		高校生		200円
		中学生以下		無料
	貸切り使用全面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合	午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	12,000円
		営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		24,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		36,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成30年法律第103号。以下「チケット不正転売禁止法」という。)第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。)		60,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。)		120,000円
	貸切り使用2／3面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合	午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	8,000円
		営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		16,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		24,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。)		40,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。)		80,000円
	貸切り使用1／3面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合	午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	4,000円
		営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		8,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		12,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。)		20,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。)		40,000円
第2アリーナ	個人使用	一般	1人2.5時間につき	400円
		高校生		200円
		中学生以下		無料
	貸切り使用全面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合	午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	4,000円
		営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合		8,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合		12,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。)		20,000円

		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。)			40,000円
	貸切り使用1／2面	営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収しない場合		午前9時30分から午後0時まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで又は午後7時から午後9時30分までのいずれかにつき	2,000円
		営利を目的とせず、及び入場料金等を徴収する場合			4,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収しない場合			6,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツに限る。)			10,000円
		営利を目的とし、及び入場料金等を徴収する場合(チケット不正転売禁止法第2条第1項に規定する興行のうちスポーツを除く。)			20,000円
コンディショニング ルーム	個人使用	一般		1人1回につき	400円
		高校生			200円
		中学生以下			無料
	貸切り使用	営利を目的としない場合		1時間につき	2,000円
営利を目的とする場合		6,000円			
ランニングコース	貸切り使用	営利を目的としない場合		1時間につき	2,000円
		営利を目的とする場合			6,000円
会議室1		営利を目的としない場合		1時間につき	400円
		営利を目的とする場合			1,200円
会議室2		営利を目的としない場合		1時間につき	300円
		営利を目的とする場合			900円
多目的室		営利を目的としない場合		1時間につき	500円
		営利を目的とする場合			1,500円
冷暖房設備		第1アリーナ全面		1時間につき	3,000円
		第2アリーナ全面		1時間につき	1,000円
照明設備	第1アリーナ	特別全灯	1時間につき	2,000円	
		全灯	1時間につき	1,500円	
	第2アリーナ	全灯	1時間につき	500円	
移動観覧席				1日1台につき	1,000円
音響設備	第1アリーナ		1日1回につき	1,000円	
	第2アリーナ		1日1回につき	1,000円	
大型ビジョン				1日1回につき	5,000円

備考

- 個人使用する場合において、使用時間に2.5時間未満の端数が生じた場合は、これを2.5時間とする。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合(個人使用する場合を除く。)は、これを1時間とする。
- 準備又は原状回復の業務のみを目的として第1アリーナ又は第2アリーナを貸切り使用する日における使用料の額は、この表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 体育館及び備品等の使用が、[第3条](#)の規定により規則で定める正規の開館時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る使用料の額は、時間外における使用1時間につき、この表に定める当該体育館及び備品等の1時間当たりの使用料の額(2.5時間当たりの使用料の額を定めているものにあつては当該額に100分の40を乗じて得た額)とする。